

令和 7 年 12 月

遊佐町農業委員会第 10 回総会議事録

1. 開催日程 令和 7 年 12 月 23 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 20 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告事項 2	解約について
報告事項 3	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
議 第 37 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
議 第 38 号	農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
議 第 39 号	農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
議 第 40 号	農用地利用集積等促進計画案について

4. 出席委員 (16 名中 16 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	池 田 生 子	2	高 橋 昭 二	3	土 門 悟	4	池 田 恒 紀
5	常 田 俊 哉	6	大 谷 吉 彦	7	鈴 木 宏 弥	8	佐 藤 啓 之
9	那 須 久 美	10	伊 藤 幸 治	11	高 橋 茂 央	12	前 川 一 城
13	高 橋 敬	14	高 橋 晃 弘	15	三 浦 祐 輝	16	齋 藤 勝 広

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、石垣学係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ただ今から遊佐町農業委員会の12月定例会を開催いたします。 初めに、本日の出欠状況の報告を高橋懲罰委員長よりお願い致します。 (2番高橋昭二委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番高橋昭二委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。 16名全員出席で過半数の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定」により、本総会は成立しております。以上です。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、齋藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
齋藤会長	<p>(挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、齋藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では1番池田生子委員、2番高橋昭二にお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。 合計7件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 続きまして、報告事項2. 解約について。 合計1件、利用権設定のために解約するものです。 今回、貸人と借人が同一人物となっておりますが、理由としては、農地を相続した場合、農地法第3条の3の規定による届出書が必要なところ未提出になっておりました。本来、この届出が提出された場合は使用貸借の契約は、自然に解約したものとみなしています。 今回は3条の3の届出がされておらず、解約の書類が必要な状況だったため解約書類を提出していただいたもので、貸人と借人が同一人物ですが、提出された届出については総会での報告をさせていただくものです。 報告事項3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について。 合計7件、それぞれ、当事者の合意により解約するものです。関連する賃借権の設定や所有権移転の案件については後ほど説明いたします。 事務局からは以上です。</p>

議長	<p>ただ今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番三浦祐輝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番三浦祐輝委員	<p>報告します。12月16日に、第2会議室で委員7名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積等促進計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第37号、38号、39号、40号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第37号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は1頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号11から18の8件です。</p> <p>各案件について説明いたします。</p> <p>番号11。贈与での所有権移転です。</p> <p>この案件は農業振興係を通して事務局に相談があった案件で、譲受人自宅の裏の畑が管理されておらず、熊の隠れ処になることを心配していたようです。</p> <p>当初は売買で相談がありましたが、譲渡人から現状引き渡ししかできないとのことで、引き渡し後にかかる費用等を考慮し贈与で合意となったものです。</p> <p>現地調査は三浦委員にお願いしておりますので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号12。この案件は、報告事項3の番号12に係る案件で、前任の委員が在任中に所有者から売買したいと相談を受けていたようで、なんとか引き受けてくれる人が見つかったということで申請になりました。</p> <p>現地調査を那須委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号13、14。こちらの2件は両方で申請地を交換する案件になります。申請地は数十年前から両家で交換の口約束をして、お互いに申請地を利用してきたものです。</p> <p>今回、正式に名義変更するために申請となりました。</p> <p>現地調査は那須委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p>

事務局	<p>番号 15。贈与での所有権移転です。</p> <p>申請地は、審査基準書の地図のとおり譲受人所有地の向かい側になっています。所有権移転の話は半年くらい前にはあり、事務局でも手続き待ちという状態でした。その後、夏頃に所有者が亡くなり、相続した譲渡人と申請となりました。</p> <p>現地調査は前川委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 16。申請地は、審査基準書の地図のとおり譲受人所有地に隣接しており、所有者の希望により譲受人と交渉し合意となったものです。</p> <p>現地調査は前川委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 17。この案件は所有者が年内にお金の準備が必要なようで、その資金のために売買するというこのようです。申請地は貸借で譲受人が耕作しており、契約を解約しそのまま取得するものです。</p> <p>現地調査は高橋敬委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 18。この案件は所有者からのあっせん依頼があり、高橋敬委員のご協力で両者合意したものです。あっせんには田も含まれており、田も同時に売買となりますが、田は促進計画での所有権移転となりますので、後ほどご説明いたします。</p> <p>現地調査は高橋敬委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 11 について、15 番 三浦祐輝委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
15 番三浦祐輝委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 2 ページをご覧ください。</p> <p>今回の申請地は譲受人自宅の裏にある農地になります。12 月 14 日に譲受人を訪問し、現地で話を聞いてきました。この土地は、以前同じ集落の方が所有していたようですが、譲渡人の夫が退職後に農業がしたいと購入していた土地ということですが、夫が亡くなってからは、管理はまったくされおらず雑木林のような荒れ地になっていました。</p> <p>今年は熊がたびたび出没してしまして、譲受人から木を切ってくれないかと譲渡人に連絡したところ、木を切ると話になっていたようですが伐採の見積もりが高額だったため、贈与で合意したようです。</p> <p>譲渡人にも同日、話を聞きましたが同じような話でした。管理もしておらず迷惑をかけてしまいすみません。贈与についてもよろしく申し上げますと言われました。</p> <p>現在、譲受人はすでに雑木を切り始めていて、1 年くらいかけて全部切つつもりということでした。草刈りの管理もお願いしますねと話をしたところ、しっかり草刈りをするとおっしゃっていましたので、問題ないと判断してきました。以上です。</p>

議長	次に、番号 12、13、14 について、9 番 那須久美委員より現地調査の報告をお願いします。
9 番那須久美委員	<p>はい、報告いたします。はじめに 12 番についてです。</p> <p>12 月 13 日に譲渡人に電話で話を聞きました。この圃場は委託で耕作してもらっていましたが、実家には誰もいなくなり、譲渡人も地元に戻るつもりはないとのことで、前任の委員に所有地を売りたいと相談していたようです。譲受人にも電話で確認しましたが、特に問題なく、法人関係の方に聞いても、近隣の圃場と併せてきれいに耕作してくれるのではないかとということでした。以上のことから許可相当だと思います。</p> <p>次に 13 番、14 番の交換の案件です。</p> <p>12 月 11 日に現地を確認したところ、それぞれ、野菜が植えられておりきれいに耕作されていました。所有権移転後も今までどおり、家庭菜園として利用していくということなので、特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	次に、番号 15、16 について、12 番 前川一城委員より現地調査の報告をお願いします。
12 番前川一城委員	<p>はい、はじめに番号 15 番について。</p> <p>遡ること 7 月に譲渡人の兄である前所有者と譲受人と現地の確認に行ってきました。この案件は譲渡人の兄である前所有者と譲受人とで贈与で話が進んでいましたが、手続き完了寸前で前所有者が亡くなってしまい、今まで話が止まっていた。今回、相続登記が完了したため、新しい所有者と改めて申請になりました。</p> <p>場所は公民館から下っていく途中の場所です。申請地は長年、管理、耕作はされておらず、草が生い茂り畦畔の境目がわからないほどになっていました。この地図の北側に川があり、川の北と南で異なる水利組合に属するような場所で、所有者の田のほとんどが北側の組合になっていました。少ししかない農地を持っているがために組合員にならなければならない、以前から申請地を手放したいと、譲受人に相談していたようです。</p> <p>譲受人はまずは草刈りをして、エゴマを作付けする予定だと言っていました。今まで管理されていなかった場所を、管理する形になるので贈与で問題なしと見てきました。</p> <p>次に、番号 16 番です。譲受人と一緒に現地調査に行ってきました。また、譲渡人は電話で対応してもらいました。</p> <p>申請地のうち、道路側の一部は雑木が生え、草も繁茂し管理されていませんでした。残りの部分は譲受人が牧草地として管理していました。</p> <p>売買の背景としては、譲渡人での管理が難しく、畑を手放したいと考えていたところ、隣接する農地所有者の譲渡人に声をかけ、売買で合意したものです。今までと同様に譲受人が牧草地として管理するということで、問題なしと見てきました。以上です。</p>
議長	次に、番号 17、18 について、13 番 高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。
13 番高橋敬委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>はじめに番号 17 についてです。圃場の場所は保育園の北側になります。譲渡人と譲受人に 12 月 12 日に現地確認後、両者の自宅を訪問し話を聞きました。</p> <p>譲受人が父からの相続手続きをしたところ、譲受人が知らない負債があっ</p>

13 番高橋敬委員	<p>たようで、年末まで返済のため現在委託している譲受人に売買をお願いしたようです。この圃場は十数年前に譲渡人父から委託されたということです。その際に、譲受人が4枚に分かれており、高低差もあったため業者に頼んで整地を行ったということです。初期投資をしたことと、近隣に他耕作地もあるということで、他の人に渡したくないということもあり売買を決めたということでした。価格については事前に相談を受けていましたが、初期投資分を考慮した金額で調整させていただきました。</p> <p>圃場はきれいに管理されており、後継者もいますので、今後の作付けも何ら問題ないと思いますので、許可相当と思います。</p> <p>次に番号18についてですが、今までの耕作者が貸借を更新しないということで、8月末の稲刈り前から売買をお願いされていた場所です。</p> <p>話が前後しますが、先に田が全部決まり、譲受人に畑もなんとか買ってもらえないかとお願いしていました。この畑は近所の方から耕起をしてもらっていたようで状態はきれいでしたが作付けはされておらず、畑が残ってしまうと引き続きお願いしないといけないというおとで、維持費をかけるよりは手放したいという意向でした。</p> <p>譲受人には現地を見ていただいて、5畝くらいで水栓もあり、場所も広くとれるということで育苗ハウスを建てたいということで、購入を決めていただきました。譲受人は後継者もいて、今後の利用も特に問題ないと考え、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第37号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第37号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第38号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は6ページからご覧下さい。</p> <p>農地法第3条による賃借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号25から35で、11件のうち7件は更新案件になりますので、貸人と借人に変更のない更新案件については審査基準書の記載を省略させていただいておりますので、各案件の詳細は議案書をご確認ください。</p> <p>それでは、新規案件について説明いたします。</p> <p>番号27、28。詳細は議案書と審査基準書でご確認いただきたいのですが、借人は今まで法人の構成員として耕作していましたが、法人脱退にともない</p>

事務局	<p>耕作地を個人で貸借するものです。</p> <p>現地調査は池田恒紀委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 31。申請地は今までの耕作者が離農するため新耕作者として借人と合意したものです。</p> <p>現地調査は齋藤勝広会長にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 35。申請地は前耕作者が契約せず相対で耕作していましたが、前耕作者が今年亡くなり、所有者から今年の賃料が支払われないと相談がありました。</p> <p>そこで、前耕作者の所有地周辺の耕作者 3 名が隣接する農地を契約するというので、この場所も契約で合意となりました。他農地は中間管理での契約ですが、こちらは物納希望のため 3 条での契約になりました。</p> <p>また、参考に審査基準書 14 ページ下の地図を併せてご確認いただきたいのですが、隣接する田と併せて 1 枚の田になっている状態です。</p> <p>現地調査は高橋茂央委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 27、28 について、4 番 池田恒紀委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
4 番池田恒紀委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>元々法人の構成員だった方が、法人を脱退にともなって個人で契約するというので、お話を聞いてきました。</p> <p>申請地は大きく 3 か所に分かれていて、1、2 枚目の地図の場所は水田、一部は大豆を作っているようです。大豆を作っている場所は条件が悪いということでした。3 枚目の場所はソバを作っているということです。契約は法人から個人に移行するということでしたが、元々、委託でやっていたようで、引き続き作付けすると確認してきました。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 31 について私より現地調査の報告をします。</p> <p>貸人は今まで借人の孫である新規就農者に貸付けていましたが、離農するというので、借人と合意したもので、貸借については問題ないと思います。</p> <p>次に、番号 35 について、11 番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番高橋茂央委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 9 ページになります。</p> <p>12 月 12 日に借人からお話を聞いてきました。</p> <p>今年、前耕作者が亡くなり、その方の田を作ってくれないかとお願いされ、貸借で合意していました。しかし、その中に今回の申請地が抱き合わせになっていたため、ここも契約するということになりました。条件も今までと同等ということで合意していますので、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p>

	<p>議第 38 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 38 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 39 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 10 ページからご覧下さい。</p> <p>農地法第 3 条による使用賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号 4 から 12 で、9 件のうち 8 件は更新案件になりますので、貸人と借人に変更のない更新案件については審査基準書の記載を省略させていただいておりますので、各案件の詳細は議案書をご確認ください。</p> <p>それでは、新規案件について説明いたします。</p> <p>番号 12。この案件ですが、貸人は平成 19 年に経営移譲を終了していましたが、それから耕作は貸人が中心にやってきたという実態がありました。</p> <p>今年の 2、3 月頃に貸人の体調が悪く、今年の耕作ができないとのことで、一度使用賃借を解約し、現耕作者と賃借していました。</p> <p>最近になって、貸人の体調が戻ってきたということで来年からまた耕作するというので賃借を解約し、再度、経営移譲の形を取るということで申請がありました。</p> <p>現地調査は高橋茂央委員にお願いしていたしましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	それでは、番号 12 について、11 番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋茂央委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 10 ペーになります。</p> <p>12 月 13 日に貸人にお話を聞いてきました。貸人と借人は親子で、10 年以上、経営移譲のために使用賃借をして耕作は借人が行っているということでした。今年の正月頃に貸人は腰の調子が悪くなり、1 年間、現耕作者に耕作してもらっていたようです。現在は腰の調子も良くなり、農作業ができると判断したようで、再度、娘さんとの使用賃借を結び、昨年までの形に戻すということです。ただ、貸人が委託で受けていた部分は、現耕作者に引き続きお願ひし、所有地のみ耕作するというのでした。貸人も身体の調子網良さそうで、米を作る熱意も感じたので許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>((質問、意見なし))</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p>

議長	<p>議第 39 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 39 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 40 号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明いたします。</p> <p>はじめに、所有権移転について。</p> <p>番号 1、申請地は集落北側で、現在は法人が耕作している場所ですが、契約期間が今年いっぱいのため、期間満了に併せて売買するものです。</p> <p>この案件は所有者が申請地を手放したい意向があり、隣を耕作している譲受人に声をかけ、合意したものです。</p> <p>現地は圃場内に鉄塔があり、近年は大豆を作付けしていた場所とのことです。また、金額については前任の委員に相談し、鉄塔や近年の作付け状況を考慮し決定したことになります。</p> <p>現地調査は高橋敬委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 2、この案件は議題 37 号 番号 18 で説明した、所有者からのあっせん依頼があったもので、高橋敬委員にご協力いただき合意となったものです。</p> <p>現地調査は高橋敬委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 3、申請地は 2 つの集落の中間あたりになります。</p> <p>この場所は譲受人所有地に隣接し、他地番の筆と併せて 1 枚の田になっているため、契約はしていませんでしたが相対で譲受人が耕作してきた場所です。また、字名が分かれています、字の境目になっている場所です。</p> <p>この案件も前任の委員に現地の確認をしていただいております、金額についても同時に相談させていただいていたものです。</p> <p>現地調査は佐藤啓之委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>次に利用権設定について説明いたします。</p> <p>今月申請があったのは番号 1 から 42 までの 42 件になります。</p> <p>既存の契約を更新する、貸手と借手に変更がないため案件は審査基準書の記載を省略させていただいております。新規案件について個別に説明いたします。</p> <p>番号 32 は今まで法人構成員が耕作していた場所を、離農に伴い貸借で合意したものです。</p> <p>番号 34 は借人が 3 名になっていますが、議題 38 号で説明した所有者の農地について、それぞれ近隣を耕作する耕作者と合意したものです。</p> <p>番号 36 は契約更新のタイミングで耕作者が変更になるものです。</p> <p>番号 37 は今年の 10 月まで契約がありましたが、更新をしなかった場所です。その後、借人から耕作したいと申し出があり合意したものです。</p>

事務局	<p>番号 42 は耕作者が離農するため、所有地の貸借を新耕作者と合意したものです。</p> <p>最後に利用権移転について説明いたします。</p> <p>今月申請があったのは 1 から 10 の 10 件です。</p> <p>番号 1 は現耕作者の耕作地の一部の耕作者を変更するものです。</p> <p>番号 2 は縮小のため耕作者を変更するものです。</p> <p>番号 3 から 9 は耕作者の離農に伴い、新耕作者に変更するものです。</p> <p>番号 10 は現在の借人と貸人の間で、作付けに関するトラブルにより耕作者を変更するものです。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転の番号 1、2 について、13 番 高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
13 番高橋敬委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 11 ページになります。</p> <p>1 番は前任からの引継ぎ案件です。12 月 14 日に圃場を確認させていただきました。</p> <p>大豆あとということで、まだ耕起はされていませんでした。所有者は畑作を主体としていて、この圃場だけ離れているため転作を委託していたようです。2 年ほど前から隣を耕作する譲受人に売買の話を持ち掛けていたようです。現地は鉄塔があることを考慮し、前任が調整したということでした。圃場は、まだ耕起はされていませんが作付けについては問題ないと見てきました。譲受人も特に問題はないため、許可相当だと思います。</p> <p>続きまして 2 番です。場所は審査基準書 12 ページの上の地図になります。川を挟んで集落の西側で神社の近くという場所です。</p> <p>上の変形がある田の向かい側が譲受人の畑ということです。先ほどの畑の件でも説明のとおり、今までの耕作者が契約を更新しないということで、次の耕作について相談されていました。</p> <p>所有者は入院中のため、娘さんに何度か説明をさせていただきました。当初は変形や鉄塔がありということで、譲受人は買わないという話でした。そのため、集落内で近隣を耕作する方に声をかけ、受託者が決まったため娘さんに報告していました。</p> <p>その 2、3 日後に現耕作者が譲受人に買ってもらえないかと声をかけたそうです。そしたら、譲受人は自分の畑に水栓が無く不便だったため、わかりましたとその場で話がまとまったようです。そのため、受託者になる予定の方にはお断りをして、娘さんに売買の話について説明させていただきました。価格については、変形、鉄塔を考慮し決定しました。譲受人については、何度も言うように問題なく、圃場も今まできれいに管理をしていたため状態もまったく問題なく、許可相当だと思います。</p>
議長	<p>次に、所有権移転の番号 3 について、8 番 佐藤啓之委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
8 番佐藤啓之委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 12 ページの下になります。</p> <p>お話のとおり、2 つの集落の間になっており、地図が切れていますが申請地の北側に譲受人の乾燥機などを置いている作業小屋があります。</p> <p>申請地は間に農道が入っており、字の境目になっています。小さい圃場のため、現況は譲受人所有地と合わせて 20 a や 30 a の田になっています。</p> <p>また、所有地に隣接する田も相対で耕作しているということで、水稻を何十年も作付けしてきたということです。譲渡人は相続で所有者になってとい</p>

8 番佐藤啓之委員	<p>うこともあり、売買を打診され合意したと前任から聞いています。価格についても前任が調整済みということでした。</p> <p>譲受人は今後も水稻を作付けするというので、問題ないと判断したところでは。以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>はじめに、利用権設定の番号 1 から 25、番号 28、29、35 について審議いたします。この案件は 8 番 佐藤啓之委員と 13 番 高橋敬委員に関する案件ですので、一時退席願います。</p>
	(佐藤委員、高橋委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 1 から 25、番号 28、29、35 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>佐藤委員と高橋委員は着席願います。</p>
	(佐藤委員、高橋委員 着席)
議長	<p>次に、利用権設定の番号 30 と 41 について審議いたします。</p> <p>この案件は 9 番 那須久美委員の同居の家族が関係する案件ですので、一時退席願います。</p>
	(那須委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 30 と 41 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>那須委員は着席願います。</p>
	(那須委員 着席)
議長	<p>次に、利用権設定の番号 32 について審議いたします。</p> <p>この案件は 4 番 池田恒紀委員に関する案件ですので、一時退席願います。</p>
	(池田委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 32 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>池田委員は着席願います。</p>
	(池田委員 着席)
議長	<p>次に、利用権移転の番号1と番号3から9について審議いたします。</p> <p>この案件は私に関する案件ですので、会長代理の三浦委員に議長を交代します。</p>
	(議長を三浦委員と交代)
議長 (三浦委員)	<p>暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、齋藤会長は一時退席願います。</p>
	(齋藤会長 一時退席)
議長 (三浦委員)	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権移転の番号1と番号3から9について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>齋藤会長は着席願います。</p>
	(齋藤会長 着席)
議長 (三浦委員)	それでは、齋藤会長と議長を交代いたします。
	(齋藤会長 議長席へ)
議長	<p>最後に、ただいま審議いただいた案件以外について質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第40号について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第40号 農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで12月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>